

新国立劇場合唱団員解雇事件 裁判の流れと経緯

年	行政訴訟	地位確認等請求
2003	<p>東京都労働委員会 音楽ユニオンが救済申立をおこす <争点> I. オペラ合唱団契約メンバーの労働者性について II. 団体交渉拒否について III. 15年2月の試聴会における八重樫さんの不合格について</p>	
2004		
2005	<p>東京都労働委員会 命令書交付 → 八重樫さんは労組法上の労働者と認められる 命令内容 ①団体交渉を拒否してはならない(団体交渉応諾命令) ②その他申立は棄却</p> <p>中央労働委員会 音楽ユニオン・新国立運営財団が都労委命令を不服として再審査申立 都労委の命令のうち、音楽ユニオンは②を、新国立運営財団は①を不服とし、再審査を申立。</p>	<p>東京地方裁判所 八重樫さん、地位確認等請求をおこす <争点> I. 出演基本契約は労基法の適用がある労働契約か II. 更新拒絶について労基法18条の2が類推適用されるか III. 更新拒絶は客観的合理的理由を欠き社会通念上相当とはいえないものとして無効か IV. 更新拒絶は労働組合活動を理由とするもので労組法7条1号に違反するものとして無効か</p>
2006	<p>中央労働委員会 再審査棄却（都労委の命令書を支持） → 財団は使用者であると認められる</p> <p>東京地方裁判所 中労委命令を不服とし、 ・音楽ユニオン ・新国立運営財団 がそれぞれ訴えをおこす</p>	<p>東京地方裁判所 請求を棄却 → 八重樫さん＝合唱団員は労働者ではない 八重樫さんと財団との関係が労基法の適用される労働契約関係であることを認めることはできない（裁判長：三代川三千代） ※労働委員会で認められた労使関係、諾否の自由がない、労務対価がある等を全て否定</p> <p>東京高等裁判所 八重樫さん、地裁判決を不服として控訴</p>
2007		<p>東京高等裁判所 控訴を棄却 → 八重樫さん＝合唱団員は労組法上も労働者ではない 八重樫さんと財団との間に労基法、労組法が適用される前提となる労働契約関係が成立しているといえない（裁判長：大坪丘）</p> <p>最高裁判所 八重樫さん、高裁判決を不服として上告</p>
2008	<p>東京地方裁判所 八重樫さん＝合唱団員は労組法上の労働者ではないとして、音楽ユニオンの全面敗訴</p> <p>東京高等裁判所 音楽ユニオン・中労委が地裁判決を不服として控訴</p>	
2009	<p>東京高等裁判所 東京地裁判決を全面的に支持</p> <p>最高裁判所 音楽ユニオン・中労委が高裁判決を不服として上告</p>	<p>最高裁判所 上告不受理・上告棄却</p>

年	月	経緯
1997	7 10	合唱団員募集 新国立劇場オープン
1998	3	八重樫節子さん、出演基本契約書締結。 以後、以後、2002/2003シーズン（03年7月末）まで出演。また、この年から3シーズン、ソプラノパートリーダーを務める。
1999	1	八重樫さん、稽古中に負傷。治療費について財団と交渉。 八重樫さん、芸団協の「実演環境整備委員会」委員を務める。（～2002年まで。2001年より「実演環境整備プロジェクト」へ改変）
2001	1 4	八重樫さん、新国立劇場の推薦で、文化庁の在外研修員としてウィーン国立歌劇場へ留学（～3月まで）。 八重樫さん、「季刊オーケストラ」（音楽ユニオン・オーケストラ協議会発行）に、ウィーン国立歌劇場での研修報告を投稿、その中で新国立劇場合唱団の視聴会や労働条件を批判。同様に文化庁への報告書にも記述。 これと同時期に行われた「試聴会」で、音楽ユニオン会員である合唱団メンバー八重樫さんを含め9名が不合格とされる。 音楽ユニオンは直ちに抗議し、交渉の結果、全員の不合格が撤回される。 ※12月に「文化芸術振興基本法」が公布される
2002	1 8 9 12	八重樫さん以外の音楽ユニオン会員である契約メンバーが、契約更新を拒絶される。 音楽ユニオン、「原告の出演料と試聴会のあり方」について、新国立劇場に団体交渉を申し入れるが、劇場側は拒否。 音楽ユニオン、劇場側と団体交渉問題を留保して話し合いを行なったが、実質的な話し合いに入らず。 八重樫さん、季刊オーケストラ02年秋号に試聴会批判及び出演料問題で投稿。 音楽ユニオン、劇場側と団体交渉問題を留保して話し合いを行なったが、実質的な話し合いに入らず。
2003	2 5	新国立劇場は、試聴会の結果を理由に、八重樫さんの契約更新を拒否。ただし、登録合唱団メンバーとしては手続き可能と通知される。 音楽ユニオン、東京都地方労働委員会へ不当労働行為の救済申立。